

中部大学

基準 2 . 教育研究組織

2 - 1 . 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。

《 2 - 1 の視点》

2 - 1 - 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、附属機関等の教育研究組織が適切な規模、構成を有しているか。

2 - 1 - 教育研究上の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

(1) 2 - 1 の事実の説明（現状）

2 - 1 -

・本学は、基本理念・使命・目的を達成するために、教育組織として下記の 6 学部 21 学科と教養教育部及び大学院 4 研究科 11 専攻(他に、学生募集を停止し、経過措置として存続する 1 研究科 2 専攻を置く)を設置している。また、研究組織として、常設の 10 研究所と文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業による時限付きの 7 研究センターを

表 2 - 1 - 1 学部・学科、研究科・専攻、研究所、附属機関

学部	学科	入学定員(人)
工学部	機械工学科	150
	電気システム工学科	80
	電子情報工学科	80
	都市建設工学科	70
	建築学科	120
	応用化学科	70
	情報工学科	100
経営情報学部	経営情報学科	120
	経営学科	120
国際関係学部	国際関係学科	70
	国際文化学科	70
人文学部	日本語日本文化学科	80
	英語英米文化学科	80
	コミュニケーション学科	80
	心理学科	80
	歴史地理学科	80
応用生物学部	応用生物化学科	80
	環境生物科学科	80
	食品栄養科学科	80
生命健康科学部	生命医科学科	100
	保健看護学科	100
教養教育部		

研究科	専攻	入学定員(人)	
		前期	後期
工学研究科 (博士前期・後期課程)	機械工学専攻	10	4
	電気電子工学専攻	18	4
	建設工学専攻	16	8
	応用化学専攻	8	4
	情報工学専攻	8	2
経営情報学研究科 (博士前期・後期課程)	経営情報学専攻	15	3
	経営学専攻(修士課程)	20	-
国際人間学研究科 (博士前期・後期課程)	国際関係学専攻	4	2
	言語文化専攻	4	2
	心理学専攻	4	2
応用生物学研究科 (博士前期・後期課程)	応用生物学専攻	24	6

研究所・付属機関
<p>中部高等学術研究所 学外に開かれた学際的コラボレーションによる研究をリードする機関</p> <p>総合学術研究院 学内の研究推進のヘッドクォーターとして研究をリードする機関</p> <p>分野別の常置研究所 総合工学研究所、産業経済研究所、国際人間学研究所、生物機能開発研究所、情報科学研究所、生命健康科学研究所、現代教育学研究所、生産技術開発センター、</p> <p>文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業による研究センター フロンティア研究機構 (平成 17～19 年度) 先進計測研究センター (平成 16～20 年度) 人間安全保障研究センター (平成 16～20 年度) 先進技術連携研究センター (平成 17～21 年度) 植物バイオ研究センター (平成 17～21 年度) 地球ウォッチ・市民安全センター (平成 18～22 年度) 環境総合研究センター (平成 18～22 年度)</p> <p>主な付属機関 附属三浦記念図書館、大学教育研究センター、VMSセンター、看護実習センター、研究支援センター、実験動物教育研究センター、アイソトープセンター、学術情報センター、メディア教育センター、語学センター、日本語教育センター、教育技術センター、国際交流センター、エクステンションセンター、コンピュータコンサルテーションセンター、体育・文化センター</p>

中部大学

置いている。更に、教育研究支援のための付属機関として16のセンター(図書館を含む)を設置している。

2 - 1 -

- ・本学の教育研究上の基本的な組織は図2 - 1 - 1のように相互に関連している。学部と大学院、大学院と研究所は相互に連携して教育研究を推進しており、付属機関は学部への教育支援、研究科への教育研究支援、研究所への研究支援を行っている。

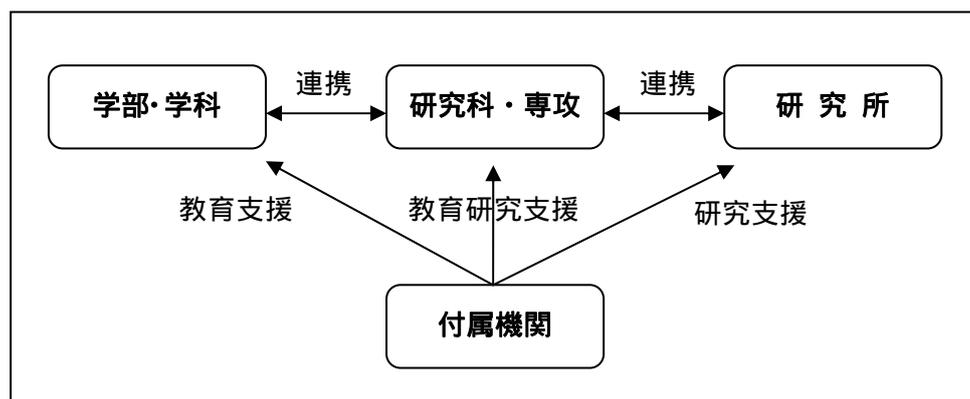


図2 - 1 - 1 教育研究組織の関連性

(2) 2 - 1の自己評価

- ・設置されている学部・大学院は、建物、設備、教員、教育プログラムの面から見て、概ね適切な規模となっている。
- ・研究所としては、大学全体の「中部高等学術研究所」と「総合学術研究院」を中核として、各学部・大学院と連携する分野別の常置研究所、「文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業」によるプロジェクト研究を推進する研究センターが設置されており、総合大学としての幅広い研究を推進するのに必要な規模になっている。
- ・付属機関としては、学部・大学院、研究所の教育研究活動を支援するのに必要なセンターが設置されており、適切な規模となっている。
- ・学部と研究科、研究科と研究所は連携協力しつつ教育研究を推進しており、付属機関はそれらの組織における教育研究が円滑に進むように様々な支援を行っている。また、相互に適切な関連性をもっている。

(3) 2 - 1の改善・向上方策(将来計画)

- ・各学部・大学院の規模は、現時点ではほぼ適切であるが、時代の変化に伴って柔軟に対応していくために、必要に応じて入学定員の見直しや学部・学科の改組再編を行っている。
- ・研究所、付属機関については、学部・大学院の動きを見ながら、必要に応じて組織の再編を行っている。
- ・学部、大学院、研究所、付属機関の関連性はほぼ適切であるが、今後は研究成果を教育に還元する方策を更に進め、教育の一層の充実を図っていく。

2 - 2 .人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。

《2 - 2の視点》

2 - 2 - 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。

2 - 2 - 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

(1) 2 - 2の事実の説明(現状)

2 - 2 -

- ・本学の教養教育の企画・実施に当たる部局として「教養教育部」が組織され、副学長が教養教育部長を兼務し、教養教育と学部教育の連携に努めている。
- ・「教養教育部」を構成する主な組織は、「理学教室」、「情報教室」、「人文・社会教室」、「外国語教室」、「健康科学教室」である。「理学教室」及び「情報教室」は工学部にも、「人文・社会教室」及び「外国語教室」は国際関係学部にも所属し、教養教育とともにそれぞれの学部教育に関わっている。ただし、「健康科学教室」は「教養教育部」にのみ所属する形になっている。

2 - 2 -

- ・教務担当の副学長が教養教育部長を兼務して、「教養教育部」の運営に責任を持ち、教養教育内容の充実と教育方法の改善をリードしている。

(2) 2 - 2の自己評価

- ・教養教育の企画・実施が「教養教育部」に委ねられ、「教養教育部」は、主として「教室」で構成され、「教室」は、教養教育と所属する学部教育に関わっている(健康科学教室を除く)。このシステムは、所期のとおり機能すれば、優れたものであるが、教室教員の学部からの遊離、教室教員の補充の不十分さなどから、非常勤講師の増加と相まって、教養教育の目的を十分に果たしているとはいえない。

(3) 2 - 2の改善・向上方策(将来計画)

- ・教養教育を一部の教員に責任を委ねる現状から脱し、全ての教員が等しく責任を負う体制へ移行して、教養教育の充実を図るとともに、学部専門教育との有機的な連携を図ることを目指していく。

2 - 3 .教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるように整備され、十分に機能していること。

《2 - 3の視点》

2 - 3 - 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。

2 - 3 - 教育研究に関わる学内の意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるように十分に機能しているか。

(1) 2 - 3の事実の説明(現状)

2 - 3 -

中部大学

- ・本学全体の運営は、図2-3-1のような組織体制で行われている。

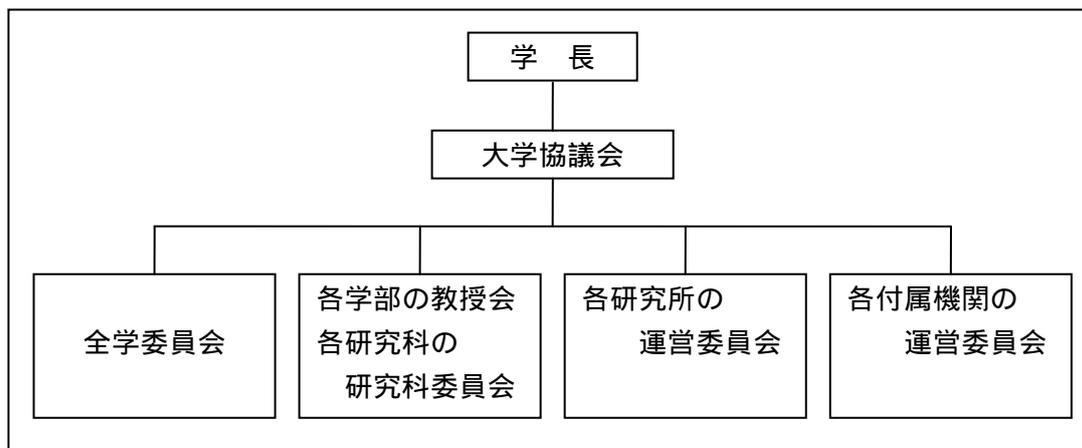


図2-3-1 運営体制

(全学委員会)

人事審議会、入試委員会、自己点検・評価委員会、FD委員会、学部長会、大学院委員会、教務委員会、学生支援委員会、研究委員会、研究者倫理委員会、国際交流委員会、図書館運営委員会、情報化推進委員会、就職指導委員会、自己点検・評価実施専門委員会、キャンパス整備委員会、PR対策委員会、インターンシップ推進委員会、防災対策協議会、省エネルギー推進委員会、教育活動表彰関係委員会、組換えDNA実験安全委員会、動物実験委員会、放射線安全委員会、廃棄物等処理対策委員会、バイオセイフティ委員会、看護実習センター運営委員会、倫理審査委員会

- ・組織運営は、「中部大学協議会」(以下「大学協議会」という)を頂点とする諸委員会が行っており、管理規則及び運営規程は、規程集として整備されている。
- ・本学の教育研究に関わる事項の最終責任は、「大学協議会」が負っているが、事項毎に各全学委員会に責任を委譲する形を取っている。学部及び大学院の教務事項については「教務委員会」に、研究関連事項については「研究委員会」に、教務事項を除く大学院関連事項については「大学院委員会」に、教育方法改善関連事項については「FD委員会」に、それぞれ企画立案から実施までの責任を委譲し、議論の経緯や検討結果を「大学協議会」に報告し、その報告をもとに、学部長、研究科長等をとおして、本学構成員に周知徹底を図ることとしている。学部長、研究科長は、上記全ての委員会の委員であり、学部、研究科等の意見を全学に反映させる役割も担っている。
- ・本学の教育活動の企画と実施は、「教務委員会」及びその下部専門委員会である「教育課程専門委員会」が所掌している。「教務委員会」は、副学長が委員長を務め、学部長、研究科長、教務部長、教養教育部長補佐及び学長指名の形で各学部の教務委員長、教職課程主任等で構成されている。ただ、実質的な教務事項の企画立案から実施に至る議論は、「教育課程専門委員会」で行われる。同専門委員会は、教務部長が委員長を務め、各学部の教務委員長、各学科及び専攻の教務責任者で構成し、各学科及び専攻の意見を集約し、ボトムアップによる本学教育の企画と実施に努めている。本学の教務部は、全学一

元化しており、「教育課程専門委員会」は、大変重要な機能を果たしている。

- ・各学部・研究科には、「教務委員会」が置かれ、それぞれの教育課程の改善・充実に関する検討が行われ、その検討結果は、「教育課程専門委員会」の調整を経て、「教務委員会」で決定し実施に移される。なお、特に重要な案件については、「大学協議会」に報告し、承認を得ることとなっている。
- ・教養教育の目標達成に向けた企画・実施組織として、平成 13(2001)年 4 月「教養教育部」が設置され、教養教育部長に副学長を充て、教養教育を全学の教育の中に位置づけることができるようになっている。この「教養教育部」は、「人文・社会教室」、「外国語教室」(国際関係学部所属)「理学教室」、「情報教室」(工学部所属)「健康科学教室」、教養教育を兼担する学科の教員と学部を代表する教員とで構成されている。教養教育の企画実施については、「教養教育部主任者会」の議を経て、「教育課程専門委員会」の審議に委ね、全学の「教務委員会」がその教育課程を決定する。

中部大学協議会

本学は、平成 17(2005)年 4 月、やや並列的であった全学委員会を、責任体制を明確にした全学委員会に改め、さらに、教員人事を除く本学の最高意思決定機関として「大学協議会」を設置した。その審議事項は、「中部大学学則」第 54 条の 3 に規定されている。

- (1) 学則その他重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (2) 研究科、専攻、学部、学科その他重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (3) 教育活動の基本方針に関する事項
- (4) 学生支援の基本方針に関する事項
- (5) 研究活動の基本方針に関する事項
- (6) 国際交流の基本方針に関する事項
- (7) 安全・危機管理の基本方針に関する事項
- (8) 教育研究活動等に係る評価の基本方針に関する事項
- (9) その他本学の運営に関する重要事項

本協議会は、学長、副学長、学監、学長補佐、学部長、研究科長、事務局長、教務部長、学生部長及び学長の指名した者で構成され、教員人事を除いて、本学の最高意思決定機関としての役割を果たしている。

人事審議会

教員人事に関しては、昭和 59(1984)年以降、「人事審議会」で決定することになっており、同審議会は、「大学協議会」から独立した組織として位置づけられている。その審議事項は、「中部大学人事審議会規程」第 2 条に次のように規定されている。

- (1) 教育職員の採用、昇格等に関する事項
- (2) 外国人客員教員の選考に関する事項
- (3) 名誉教授の選考に関する事項
- (4) 教育職員の不利益処分に関する事項
- (5) 教育職員の資格審査基準に関する事項
- (6) 教育職員の大学院担当資格に関する事項
- (7) その他教育職員の人事に関する重要な事項

中部大学

本審議会は、学長、副学長、学部長及び学長が指名した者で構成され、本学の教員人事に対して、最終的な意思決定を行っている。

教授会

「大学協議会」が全学的な最高意思決定機関であるのに対し、学部の最高意思決定機関は教授会である。「中部大学学則」第 55 条の 2 において、教授会は、教授をもって組織するが、審議事項に応じ、准教授その他の教育職員を加えることができるとなっている。これを受け、各学部の教授会は、実質的に教授、准教授、専任講師から構成されている。その審議事項は、「中部大学学則」第 56 条に次のように規定されている。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 学科、講座、学科目の設置、廃止等学部の組織に関する事項(2) 教育課程の編成に関する事項(3) 学生の入退学、試験、卒業等に関する事項(4) 学生の厚生補導に関する事項(5) 教育職員の人事に関する事項(6) その他学部の重要事項 |
|--|

教養教育部教授会

「教養教育部」は学部に準じた組織とは位置づけられず、「教養教育部教授会」は、学則上の組織とはなっていないが、「教養教育科目の教育実施組織等に関する規程」によって設置根拠が示されている。同規程第 11 条第 4 項により、「教養教育部」には、学部に匹敵する業務が付与されている。

研究科委員会

大学院研究科の最高意思決定機関は、「研究科委員会」であり、「中部大学大学院学則」第 45 条で、「研究科委員会」の設置を規定し、その構成は、大学院研究指導担当教授をもって組織するとあり、同時に、審議事項に応じ、大学院講義担当の教授、准教授及び講師を加えることができるとしている。これを受け、どの研究科も、「研究科委員会」は、実質的に大学院研究指導担当及び講義担当の教授、准教授、専任講師から構成されている。その審議事項は、「中部大学大学院学則」第 47 条に次のように規定されている。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 専攻及び課程の設置、廃止等研究科の組織に関する事項(2) 専攻及び課程の授業科目に関する事項(3) 学生の入退学、課程の修了等に関する事項(4) 学位の論文審査及び試験に関する事項(5) 教育職員の資格に関する事項(6) その他研究科の重要事項 |
|---|

「中部大学大学院学則」第 48 条では、大学院に関する重要事項については、「大学協議会」で審議するとあり、大学院に関しても「大学協議会」が最高意思決定機関であることを明らかにしている。

2 - 3 -

- ・「大学協議会」は、8月を除く毎月1回開催され、教育・研究に関わる重要事項を決定するとともに、各全学委員会の審議状況や各部局の懸案事項が報告され、本学の当面する課題の共有化に努めている。
- ・全学委員会は、その委員会の特性とその下に置かれた専門委員会の検討方法によって開催頻度が異なるが（毎月1回～年4、5回）それぞれの所管する事項について十分に審議し、結論を得ている。
- ・各学部教授会、研究科委員会等は、「大学協議会」の直後に開催され、「大学協議会」の決定事項の連絡とその決定に対処する学部等の方策を検討し、実施策を策定している。
- ・学部長会は、「大学協議会」の翌週に開催され、当面する課題、学部・研究科の懸案事項を議論し、「大学協議会」または全学委員会の取り上げる課題の整理に当たっている。

(2) 2 - 3の自己評価

- ・本学の教育研究の学内意思決定及び責任体制は、平成17(2005)年4月に整備された「大学協議会」を頂点として明確になっており、十分機能している。また、運営体制も確立されてきており、全体として意思形成と意思決定がバランスを取って機能していると評価できる。
- ・本学の教養教育については改善の余地を残しているが、「教養教育部」の設置に伴い、「総合科目」等の新しい企画が実施に移されるなど一定の成果を上げている。
- ・各学部教授会、研究科委員会は、きめ細かな全学の情報の共有と全学委員会の審議に供する課題の整理にあたっており、十分に機能している。
- ・本学の教務体制の全学一元化は、教育施設の効率的活用、学生への周知徹底等で大きなメリットが見られる反面、学部・研究科独自のきめ細かくフレキシブルな教育の実施に不都合があるとの指摘もある。
- ・本学の教員採用、教員の配置等は、最終的に「人事審議会」が所管していることから、教授会の教員人事に関する権限が制約され、教育研究組織の編成に支障があるとの指摘がある。しかし、大学の基本理念・使命・目的や学部・学科の将来構想とその教育研究組織の編成とをより明確に関連づけようとする方向が定着し始めており、学部・学科の教育研究組織の編成をその将来構想から決めていく現行の方式はそれに適っている。

(3) 2 - 3の改善・向上方策（将来計画）

- ・平成17(2005)年度に改定した「大学協議会」を頂点とする学内意思決定体制は適切に整備され、大学の使命・目的等に対応できるように概ね順調に機能しているが、今後は、構成員の意思を集約してさらに円滑な大学運営ができるように改善していく。
- ・教養教育の企画と実施について、全学的な体制の構築とその強化を図っていく。
- ・教務体制の全学一元化を維持しつつ、学部・研究科がきめ細かくフレキシブルな教育が実施できる工夫をしていく。
- ・教育研究組織の編成を、大学の基本理念・使命・目的から決めていく方式を一層定着させていく。

中部大学

[基準 2 の自己評価]

- ・本学の教育研究組織（学部、研究科、研究所、付属機関）は、大学の使命・目的を達成するための組織として概ね適切に構築され、相互に関連性が保たれている。
- ・建学の精神・基本理念・使命・目的を具現化する教育を企画・立案し、実行しようとする努力は、十分に評価してよい。
- ・教養教育の企画・実施が「教養教育部」に委ねられているが、問題も顕在化しており、教養教育の目的を十分に果たしているとはいえない。ただ、本学独自の教養教育科目である「総合科目」の開発と企画・実施は、大変意義深いと評価している。
- ・「大学協議会」をトップとする大学の意思決定組織は適切に整備され、学長のリーダーシップのもと使命・目的等に対応できるように機能している。また、本学の教育活動の企画・立案にあたる「教務委員会」は、本学教育の改善にあたる「大学教育研究センター」の協力を得て、また、本学の研究の指針を与える「研究委員会」は、本学の研究を支援・援助する「研究支援センター」の協力を得て、教育・研究の活性化の促進に寄与し、成果をあげている。

[基準 2 の改善・向上方策（将来計画）]

- ・各学部・大学院、研究所、付属機関の規模及び関連性は、現時点ではほぼ適切であるが、時代の変化に伴って柔軟に対応していくために、必要に応じて入学定員の見直しや組織の再編を行う。また、研究成果を教育に還元する方策を進めて教育の一層の充実を図っていく。
- ・教養教育に関しては、全学の全ての教員が等しく責任を負う体制へ移行し、教養教育の一層の充実を図るとともに、学部専門教育との有機的な連携を図っていく。
- ・「大学協議会」をトップとする意思形成・決定システムは、現在十分機能していると考えられるが、ボトムアップとトップダウンのバランスに配慮しつつ、スピード感のある意思形成・決定システムに整備していく。
- ・教育研究組織の編成を、大学の基本理念・使命・目的から決めていく方式を一層定着させていく。